

平成25年度第1回我孫子市農業振興協議会 会議概要報告

1. 会議名称： 我孫子市農業振興協議会
2. 開催日時： 平成25年7月10日（水）午後1時30分から
3. 開催場所： 我孫子市役所 議事堂第1委員会室

出席委員 (14名)	高田委員、齋藤委員、須藤委員、染谷委員、成島委員、森委員、 鈴木委員、秋田委員、三宅委員、松岡委員、白澤委員、大炊委員、 大井委員、小林委員
欠席委員 (1名)	中野委員
事務局 (10名)	徳本農政課長、増田農政課主幹、岩田農政課長補佐、中場主査長、 大井主査長、遠藤主査、甲田主査、斎藤主任、隈主事、須田主事
オブザー バー	千葉県東葛飾農業事務所 阿部次長

4. 議 事

- (1) 議題 会長・副会長の選出について
- (2) 報告事項
報告第1号 農業振興地域整備計画変更の完結について
報告第2号 市の主な条例・計画・施策の概要説明について
- (3) 協議事項
協議第1号 手賀沼沿い農地の支援・補助について
協議第2号 環境保全型農業（エコ農業）の支援・補助について
- (4) その他

5. 公開・非公開： 公 開

6. 傍聴人及び発言者： 傍聴人 1名

7. 会議に配布した資料

- ①会議次第
- ②我孫子市の農業振興にかかる計画・施策体系
- ③基本構想（平成24年4月から）
- ④第2次基本計画（抜粋）（平成24年度～平成27年度）
- ⑤第6期実施計画（抜粋）（平成24年度～平成26年度）
- ⑥我孫子市農業振興基本条例
- ⑦我孫子市農業振興地域整備計画書（平成25年6月）
- ⑧農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成22年6月1日）
- ⑨我孫子市手賀沼沿い農地活用計画、同資料編（平成25年3月）
- ⑩手賀沼農舞台展開支援要綱
- ⑪有機栽培等農家支援事業補助金要綱
- ⑫我孫子市の農業（平成25年5月）
- ⑬我孫子市農業振興協議会条例

- ⑭我孫子市審議会等の会議の公開に関する規則
- ⑮傍聴要領
- ⑯委員名簿
- ⑰手賀沼沿い農地活用補助金制度のたたき台
- ⑱有機栽培等農家支援事業補助金制度のたたき台
- ⑲我孫子市新規就農者補助金交付要綱（変更案）

8. 会議の概要

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付
- (3) 副市長挨拶
- (3) 委員・事務局職員紹介
- (4) 会長・副会長選出
- (5) 会長挨拶
- (3) 議事
- (5) 閉会

開会前

○事務局（増田主幹） — 傍聴人の定員について確認

- ・ 審議会等の会議の公開に関する規則第6条の傍聴人の定員について協議。
- ・ 傍聴要領（資料15）に基づき運営することで決定。

○事務局（大井主査長） — 配布資料について確認 —

午後1時30分 開 会

○事務局（増田主幹）

ただいまから、平成25年度第1回我孫子市農業振興協議会を開会いたします。本日はお忙しい中、協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

本来であれば、我孫子市農業振興協議会第6条に基づき、会長が招集するところでございますが、役員の改選後初めての協議会となりますので、市長より招集させていただきます。

それでは、次第の1番目、委嘱状の交付になります。本来であれば、副市長から委員の皆様にお配りするところですが、本日内容がかなりありますので、お手元にお配りしております。後ほどで結構ですので、お名前等確認をお願いいたします。

それでは、次第の2番目、会議の開会にあたりまして、青木副市長からご挨拶を申し上げます。

○青木副市長

みなさんこんにちは。本当に暑い日が続きますけれども、猛暑の中お集まりいただきまして、ありがとうございます。今進行からもお話がありましたように、改選後の1回目で会長が決まっていないということで、市長から招集させていただきました。本日は都内で全国市長会が開催されております。市長はそちらの方に出席いたしております。市長からのメッセージを預かっていますので、私から代読させていただきます。

本日は、ご多忙の中、我孫子市農業振興協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、このたびは、本協議会の委員をお引き受けいただき厚く御礼申し上げます。

さて、この農業振興協議会では、前期の委員の皆さまには、一昨年度（23年度）、本市の農業振興の大本となる「農業振興基本条例」の制定作業にご尽力いただき、昨年度（24年度）は、「農業振興地域整備計画」の変更をはじめ、「エコ農業推進計画」、「手賀沼沿い農地活用計画」の策定等において、多くのご意見を頂戴し、計画に反映させることができました。

おかげをもちまして、「エコ農業推進計画」及び「手賀沼沿い農地活用計画」は、この3月末に策定が完了し、「農業振興地域整備計画」の変更は、この6月10日付けで公告手続きを完了させることができました。

今期の委員の皆さまには、「農業振興基本条例」に基づく施策の展開や、各種計画の進行管理や事業の具体化など、実際の農業振興策の取り組みについて協議して

いただくことが中心になると考えております。なお、今期の委員の構成は、15人中8人、約半数の方が、新任ということでございますので、本日は、まず、農業振興に関する本市の主な条例や計画の概要を説明させていただきます。そのうえで、今年度再構築を図っていこうと考えている「エコ農業推進」と「手賀沼沿い農地活用」にかかる支援事業等について、ご協議いただきたいと思います。

また、農業振興策を展開するうえで、依然として影響が残る「放射能問題」には、継続して対処していく必要があると考えています。我孫子市産の農林産物のうち、原木露地栽培の「しいたけ」とタケノコについては、残念なことではありますが、現在も国による出荷制限が掛けられています。一方、国・県と市が協力して行っている我孫子市産農産物の放射性物質検査においては、一部の柑橘系の品目などで若干数値が出ていますが、規制値の100ベクレルを超えるものはありません。そして、ほとんどの農産物品目は「検出限界値未満」となっており、市産農産物の安全性が確認されているところです。

しかし、農業全般をみれば、いまだ続く根強い風評被害によって、農業経営は大きな影響を受けているのが実情です。市では、今後も、我孫子市産農産物の安全性を確認し、しっかり情報発信していけるよう、これまで農産物から放射性物質が検出された品目を中心に継続して検査を行っていきます。この検査の結果は、市の広報やホームページなどで、ひきつづき広く市民・消費者に、そして農業者に周知して行きます。

農業経営に対する損害賠償については、東電の説明会を開催させるなど、請求手続きなどもしっかり支援してまいります。

本市の農業を取り巻く環境は、非常に厳しい状況にあります。

しかし、一方では、都市近郊の立地条件を生かして、消費者・市民と農業者との信頼関係をもとに「地産地消」を推進していく条件も持ち合わせています。

現在、農産物直売所「あびこん」では、本格的な農業拠点施設の整備を展望しながら、安全で安心な地場産農産物の供給、PR、そして、消費者・市民の皆さんとの交流などに積極的に取り組んでいただいています。市も構成員となっている「あびこ型「地産地消」推進協議会」においては、援農ボランティア、食育・交流、エコ農産物栽培への支援、学校給食への地場産農産物供給への支援など、多彩な事業に取り組んでいただいております。

我孫子市ならではの条件を生かした農業振興を、農業者、消費者・市民、そして商工業者の皆さんとしっかり連携し、全市一丸となって取り組んでいきたいと思っております。委員の皆さまには、様々なご意見、ご提案をいただき、「我孫子ならではの農業振興」にぜひご尽力いただくことをご期待申しあげまして、ご挨拶とさせていただきます。

○事務局（増田主幹）

ありがとうございました。

続きまして、6月末の任期満了に伴いまして、本協議会の委員が改選となりまし

た。前任期に引き続き委員となられている方もおられますが、ここで改めて委員の皆様をご紹介させていただきます。配付させていただきました資料16の名簿に従いまして委員の皆様をご紹介させていただきます。

— 委員紹介 —

つづいて、事務局の職員を紹介させていただきます。

— 事務局紹介 —

— 副市長退席 —

○事務局（増田主幹）

次第の5番目、会長及び副会長の選出についてお諮りします。

お手元の資料13の農業振興協議会第5条で会長・副会長を各1名委員の互選で選出することとなっています。

選出方法はどのようにしたらよろしいでしょうか。ご意見がございましたら挙手の上お願いします。

○高田委員

再任されている方はいらっしゃいますか。

○事務局（徳本課長）

前回の会長は、JAの鈴木哲夫委員になっていただいております。副会長は、このたびの改選では委員に選出されていませんけれども、農業委員会から新堀委員に出ていただいております。

農業者のための振興策を検討していく協議会ということもありますから、前回までは農業関係者の委員の方に別室で協議していただき、選出するという方法がとられていました。よろしければ、同じように協議いただけたら良いのではと思います。

○事務局（増田主幹）

事務局から前回の選出方法について説明がありました。他に意見はありますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○事務局（増田主幹）

農業者の方に協議いただくということで異議がないようですので、委員名簿の1号委員、2号委員、5号委員の農事組合法人あびベジの大炊さん、認定農業者協議会の大井さん、こちらの方が農業者の方となっておりますので、別室で協議願います。

— 暫時休憩 —

— 再開 —

○事務局（増田主幹）

会長、副会長候補が決定したようですので、成島委員からご報告をお願いいたします。

○成島委員

報告させていただきます。会長には鈴木委員、副会長には齋藤委員と決定いたし

ました。

○事務局（増田主幹）

それでは、報告のとおり会長に鈴木委員、副会長に齋藤委員ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○事務局（増田主幹）

会長に鈴木委員、副会長に齋藤委員が選出されました。よろしく願いいたします。

○鈴木会長

ただいま会長に選出していただいた鈴木でございます。私個人的には、東葛ふたば農協の組合長をさせて頂いております。

皆さまには日ごろご協力いただき感謝申し上げますけれども、やはり、市の農業振興協議会と農協とは、切っても離せない関係だと思っております。我々農協も含めて、これから次世代後継者あるいは新規就農者の育成をどうやって進めていくか。これは大きな課題の1つだろうと考えています。いくら優良農地、立派な農地があっても、そこには人がいなければなりません。また、食糧供給とか地産地消とかについても、やはり人づくり、これが大きな課題だろうと思っております。私を含めてでございますけれども、よく話をするのですが、後継者がいない、いないというけれども、なんだろう原因はと。やっぱり儲からないからです。収入がないんですよ。これが大きな課題なんです。コメづくりについては、10町歩、20町歩、30町歩と、やる人だんだん増えてきました。そういう人がやってもらわなければ困りますけれども、先ほど申し上げましたように、後継者を生んでいく、新しい農家を育てていく、そうした取り組みの体制を地道に作り上げていきたいなと考えております。

委員の皆様には、この協議会をスムーズに進めてさせて頂きよう願いしまして、ごあいさつに代えさせていただきます。

○齋藤委員

副会長という役職を任されましたが、鈴木会長を補佐しながら、みなさま方の農業の厳しい状況の中、ご意見を聞きながら、会議をスムーズに進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○事務局（増田主幹）

それでは、議事の進行につきましては、農業振興協議会条例第6条の規定に基づきまして、会長が議事を執り行うこととなっておりますので、よろしく願いいたします。

○鈴木会長

早速でございますけれども、議事に入らせていただきます。報告事項について事務局から説明をお願いします。

○事務局（徳本課長）

—①農業振興地域整備計画変更の完結について、②市の主な条例・計画・施策の概要について説明—

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○鈴木会長

報告事項でありますけれども、①の農業振興地域整備計画変更の完結についてと②の市の主な条例・計画・施策の概要説明についてのこの2点について、続けてご説明いただきましたけれども、何かこの説明の中で疑問点、あるいは気が付いた点ありましたらお受けいたします。発言される方は挙手をお願いいたします。

— 挙手なし —

また、気が付いた点ありましたら、お受けいたします。

それでは次に協議事項の1点目「手賀沼沿い農地の支援・補助」について事務局から説明をお願いします。また、「我孫子市新規就農者補助金交付要綱（変更案）」についてもあわせて説明願ひます。

○事務局（大井主査長）

—「手賀沼沿い農地の支援・補助」・「我孫子市新規就農者補助金交付要綱（変更案）」について説明—

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○鈴木会長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

○須藤委員

この資料をもらった時に読み始めたのですが、手賀沼沿い農地活用補助金制度のたたき台の対象となっている手賀沼沿い農地というのはどこからどこまでなのでしょう。我孫子全体でしょうか。また、北側の地区はないのでしょうか。

○事務局（大井主査長）

区域については、根戸新田から岡発戸新田までです。

根戸新田、我孫子新田から高野山新田、岡発戸新田の、大きく分けて3地区の農用地区域の部分が対象です。我孫子市手賀沼沿い農地活用計画を昨年度策定しましたが、この3地区については、ほ場整備が行われておらず、排水施設や農道の整備も行われていません。用水施設も岡発戸新田地区は一部あるものの他の地区は整備されていません。農地としての整備がほとんどされていない地域になります。

これらの地区について、特別な施策の展開と支援が必要になっているということを手賀沼沿い農地活用計画で明らかにしました。

その中で、3地区について、直接支払的な支援、耕作を続けることへのインセンティブとなる仕組みを創設しようと考えています。

市全体の農地のうち、ほ場整備等にかかる公的資金がほとんど投入されていない地区の農地については特別な支援をしていきたいと思いますということで、こういった補助金のたたき台を作ってみなさんのご意見を伺いたいということです。

○鈴木会長

須藤委員、いかがですか。

○須藤委員

そういう線引きというのはどういう風に決まったのか、経過を今日初めて聞きましたが、そういうのはおかしいと思います。農地は農地なんだから、全域にまたがってもらいたいと思います。

○事務局（徳本課長）

補足説明をさせていただきます。

根戸新田地区から高野山新田地区、岡発戸新田地区の手賀沼沿いの3地区と、その他の基盤整備されたところは違うという前提があります。北新田でも我湖でも布湖でも干拓地でもそうですが、ほ場整備や用排水施設の整備などに、国費、県費、市費合わせて、何億、何十億と公共投資がされてきています。ここの手賀沼沿いは、基本的にこういう公共投資から取り残されていて、特に根戸新田、高野山新田地区は、用水は自分でやる、排水はない、都市計画道路に分断されて、さらには排水が悪い。一方で、農用区域として土地利用の制約を受けているという中で、そこで農地をしっかりと維持して活用してもらおうというからには、他の地区とは違う特段の支援をしないと、そこが農業として、農地活用として成り立たないだろうという考え方が前頭にあるわけです。

さらに我孫子市では、市全体の問題なのですが、手賀沼沿いのゾーンは、水辺、水田、斜面林について、これらを一体的に保全をしていくということを総合計画で位置づけています。

手賀沼沿いの農地について、使い勝手が悪いのであれば他のものに使っていいですよと地権者農家の方にフリーハンドを与えているならまだしも、そうでなく、今は規制をかける一方で保全活用を図っていくという総合計画にふさわしい施策を投入していくことが必要だと考えています。

その他の地区は、当然、今までと同様というか、必要とされる基盤整備について、国費が投入できるものはさらに国費を投入していくし、市が負担していくものは継続して負担していくこととなります。

その辺のバランス的なものを考えても、この3地区に対して特別な支援を行っていくことは、問題はなく、十分に説得力がある施策であると思っています。

たたき台という意味ですが、ここで意見を聞いてすぐに事業化がなくなってしまうというわけではありません。農政課が検討しているたたき台として見ていただきたいと思います。さらに内部でもう一回詰めます。

補助金の制度でいいますと、民間の方が入った補助金検討委員会という組織の審査にかかることとなります。そこで良いか悪いか判断していただいて、そこで採択をされて初めて予算要求をしていくこととなります。

予算要求の過程でも、企画課や財政課と調整していくことになると思いますから、最終的な制度はまた形が変わるかもしれません。

ここで皆さんの意見を伺いたいというのは、内容をもんでいく作業にみなさんの

意見を反映させていきたいということです。今回と次回の会議で、ご意見を出していただけたらありがたいと思います。

○鈴木会長

須藤委員、さらにありますか。

○須藤委員

我孫子の市内の全域の農地を対象にしてもらえるといいなと思っています。

○鈴木会長

小林委員、お願いします。

○小林委員

小林でございます。膨大な資料をいただきました。実際、私初めてなので非常にわからないことが多いのですが、その説明をしていただいた中で2点だけ教えていただきたいと思います。

まず1点目ですけれども、資料の10と17を説明していただきました。内容は補助金制度のたたき台等についてです、非常にいい制度で、進めていただきたいと思うのですが、資料の10と17は内容と項目が違っているというか、改善されていると思います。例えば、前は8項目が今回は9項目に増えていたり、内容がさらに充実しているのではないかと思います。

そこでまず1つお聞きしたいのは、主な改正されているところというか、項目はどこで理由は何なのでしょうか。それをまず教えてください。

○事務局（徳本課長）

この補助金制度の検討にあたり、ご確認いただきたいのが手賀沼沿い農地活用計画です。今年3月に策定したものです。

手賀沼沿い農地活用計画の前身は、手賀沼農舞台という計画で、この地域の農家の農地活用の取組みを支援していく計画でした。しかし、手賀沼農舞台の計画自体が、農家の皆さんの理解を十分に得られていませんでした。もともと、手賀沼農舞台の計画を作った経緯があって、根戸新田地区について農用区域から除外してもらいたいという地元の要望が出されたことがもともになっています。

手賀沼沿いの農地が農用区域から除外されてしまったら、その後フリーハンドになって、その農地が無秩序に転用されかねないという懸念がありました。

市の総合計画の考え方でいくと、手賀沼沿いの地区ではなるべく農地転用を抑えて、農地は農地として活用できるようにしてもらいたい、ということですから、農用区域から除外されるのであれば、それとセットで農地を農地として活用していく取組みをして下さいというような意味で、農舞台計画とそれをもとにした展開支援要綱等が作られたという経緯がありました。

農用区域除外を認めてくれるのであれば、地権者農家も協力しましょうというニュアンスが強かったと思います。しかし、農業として継続していくことが難しい地区だということから出発して除外の議論がされている訳ですから、農地を農地として積極的に使っていくということには農家の方があまり乗ってこられなかつ

たわけです。

さらに、従前の支援要綱でいくと、景観作物に取り組んだらいくらか補助金を出しましょう、果樹栽培で何か取り組んだら補助金を出しましょう、また、レンゲとか付加価値米とかこだわって取り組んだら補助金を出しましょう、体験農園に取り組んだら補助金を出しましょう、などと、農家の方が何か新しいこと、何かプラスアルファのもので取り組まないと補助金が出せない仕組みでした。

このたびのたたき台は、それだと、農家の方々に働きかけたとしても、取り組みとして広がらないだろうというところで、農家の方が今まで通りちゃんと農地を農地として管理する、作付けする、それは慣行栽培的なものでいいからやっていただく、そういう努力には直接支払制度の趣旨で給付金的なものを交付する、そのようなベースとなるものを制度設計の考え方としました。これが資料17の(2)の考え方になります。農地の保全、維持管理、農業経営の継続への支援をベースとした考え方です。これが今回組み入れた大きなところになります。

農地を農地として使っていただく場合に定額で給付金を交付する、この地区の農業に参入し農地を借り上げて何かしら取り組もうと言ってくれる方には賃借料相当を支給する、ここで農業を継続していく上で設備投資や機械の買い替えなどを行う時に補助金を交付する、用排水が不便だということで電気代など負担感が非常に強いものに対しても支援する、こうした考え方は、この地区での農業を持続させるうえでのベースになっています。

資料17の(1)の側の方は、今まで、手賀沼農舞台の支援要綱にあったメニューの中でこうした取り組みもやってみようかな、今後も継続してやってみたいなどというご意見をいただいたものもいくつかありましたので、それらについて、(1)のところで継続させる事業としてメニュー化しようと考えています。

その中で、その取り組む農業者によってデコボコが生じないように工夫をしました。前の農舞台支援要綱の運用で、デコボコがどういうところで生まれていたかという、たとえば、トラクターの使用について、同じ面積でも3回使う方と5回使う方とがありました。そうしたら、同じ取り組みでも違いが出てくる。人力でもそうです。例えば、2人で作業したか、5人で作業したとかで、人力の単価で計算される仕組みになっていましたので、そうしたものでもデコボコが出てくる。こうしたものは、制度を運用していく上では不都合があるだろうということで、栽培管理、肥培管理等では、定額制として、面積あたりでいくらだということで考え方を整理していこうということに組み替えました。

新しいもの、制度的に工夫したもの、その辺は今お話した趣旨でご理解いただければ幸いです。

○鈴木会長

小林委員、いかがですか。

○小林委員

ありがとうございます。手賀沼農舞台から始まったということですね。やはり

相手方の理解に沿って、地元の要望も取り入れながら改善したということがわかりました。また、金額の条件で適正かどうか私にはわかりませんが、背景については理解をしました。

しかしながら、その中において、やはり1点だけ、先程どなた様かわかりませんが、委員の方がですね、全域を対象とするというような話がありましたけれども、私もやはり手賀沼農舞台から始まったとしても、補助金というのは広く我孫子市全域に網をかけられたらいいのではないかとというような考えを持ちます。それが1点です。できたらそのように考えていただきたいと思います。

2点目も教えていただきたいのですが、資料の19を見て下さい。資料の19は我孫子市新規就農者補助金交付要綱という案があります。これを説明していただきました。これもやはり大事なことだと思っているんですけども、そこで私はこう考えました。説明を聞いていると、非常に厳しい傾向にあるのかなと。と言いますのは、高齢化社会ですから、第1線を退職する年齢が上がっていますよね、それを終わってから就農したいという人がいると、農家を3年経験して、今度は5年経験しないとだめだという条件ですよね、ですから、厳しくなるという理解をしています。年数が伸びること、それから整備費等の補助金の問題、こういうものが全体的に厳しくなってくるのではないかと。厳しくなるとするのならば、就農する人たちが躊躇するのではないかと考えます。ですから、この辺の背景をもう少し具体的に説明していただきたいと思います。

○鈴木会長

小林委員はこの辺は厳しく感じるだろうということですが、事務局の説明を聞いた範囲では、補助する期間が3年では短いでしょうよと、それでは5年ぐらい伸ばしましょうよと、逆にいえば2年間補助を受けられる期間を延ばしたというように受け止めましたが、事務局どうでしょうか。

○事務局（徳本課長）

新規就農者の就農時の年齢はまちまちで、脱サラ等で30代で就農される方も何人もいらっしゃるし、40代もいます。定年退職されてはりきっている方もいらっしゃいますが、60代過ぎて就農される方はそう多くないですね。今の補助制度は、就農してから3年間だけ補助するという制度ですが、自立をしていくのは非常に困難で大変です。我孫子市での新規就農支援の取り組みを始めたのは、事実上平成21年度ぐらいからになりますが、この間就農された方の経営状況を毎年見させてもらっていますが、やはりまだまだ大変ですね。3年経ってもまだまだ大変。国でも今、青年就農給付金などの制度を設けていますが、5年間のスパンで支援の期間を見ていこうと設計されているようです。本市でも、同様に、当初の5年間ぐらいは継続して支援してあげられるようなメニューの設計に切り替えたいなと考え、今回の改定のたたき台を作りました。

なお、就農の相談は今も多くありますが、65、70歳になってから就農相談に来るとするのはレアなケースだと思います。年齢で見れば、就農した後も設計が立

つようなところで相談に来ることが多いですから、将来の経営を設計できるようなアドバイスを我々だけでなく県の農業事務所の専門家と一緒に考えてサポートしていくことにしています。

○鈴木会長

小林委員、よろしいですか。

○小林委員

端的に申し上げるとこういうことですかね、3年間の支援期間を5年間にします、2年間延長しますということなんですね。ありがとうございます。

○鈴木会長

ここで、県農業事務所の阿部次長さんからも助言をお願いいたします。

○オブザーバー（農業事務所 阿部次長）

私の方から、県としての立場で意見を言わせていただきます。

今回の手賀沼沿いの農地活用ということでは、市の農政課として、大胆な発想で補助事業を組んでいこうというお考えだと理解しました。実を申し上げますと、県の場合、団体に対する補助が良くて3分の1だと思います。また認定農業者、認定就農者の補助についてはさらに低く、4分の1ということでかなり県も補助金を抑えつつ、対応させて頂いているにも関わらず、今回の我孫子市さんが考えている手賀沼沿いについては、定額であったり、場合によっては2分の1以上の補助金を提供しようということでございます。

これについて財政課とかなりギクシャクした意見等があるかと思えますけれども、ぜひ農政サイドで頑張ってもらってこの額を確保できるように頑張ってもらえればと思います。

なお、1点ですが、よく国の補助事業を含めて景観作物等の補助金等では、補助金が切れたと同時に景観作物の実施がなされなくなるというのが、これまでのすべでございます。ぜひ、やるからには継続してやられるように、年数を長いスパンで対応して頂ければありがたいなという気がいたします。

あと、新規就農云々で、補助の期間を3年から5年に延ばすというのは、新規就農者が根付くまでには時間がかかるという背景もございますので、ぜひ可能であれば、厳しい財政状況であろうかと思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○鈴木会長

三宅委員、お願いします。

○三宅委員

先ほどの補助金の使い方、もっと言えば、今資料17で示された手賀沼沿い農地活用のための補助金、これをもっと市全域に広げたらどうかというふうなお話があったように思いますが、私はちょっと視点が違ったことを申し上げます。

補助金というのは、とにかくこれは、もとが納税者が納めたお金ですから、執行

する以上は納めた人にきっちり説明できるようにしなければならないと思います。それはどんな行政体であろうが、財政を預かっている方々の立場だと思っうんですね。そういう観点から考えると、今度、農政課で苦勞されて作られた手賀沼沿い農地を再利用しようという格好に補助金制度を導入したい、新しく付け加えるために(2)のいろいろあるようですが、私はさらにこの制度を現実化される過程でもう一つ、この補助金は手賀沼沿い農地のためのものなんですというような要素を取り込めば、より説明がはっきりするのではないかと思います。

北新田のものではありません、手賀沼沿いの農地を再活用するという観点から作る補助金制度なんです、ということ、しっかり説明ができるようなあるいは内容をこの中に盛り込まれたらよりわかりやすくなるのではないかと思います。そういうように思いました。

○事務局（徳本課長）

お手元の資料17は、表の形でお示ししているものですが、実際に「要綱」として規定する際には、対象だとか要件だとかを明確にした形で具体化をしていこうと思っています。

○鈴木会長

白澤委員、お願いします。

○白澤委員

先程の補助金の地域拡大について、委員からいくつかご意見がございましたけれども、私としますと、やはり公金を使うものですから、ましてや今のご時世というのは非常に収入財源の少ない世の中を考えた場合、実際の納税者あるいは一般の消費者に対して理由が説明できなければまずいと思います。

私は、範囲を広げるということは、農家さんの思いでは分かるのですが、公益的な考えで見たときには、事業の趣旨に沿って範囲を絞って、説明のできる範囲にすべきじゃないかなと感じています。

○鈴木会長

これは白澤委員のご意見ということで、事務局でまとめておいてください。つづいて、森委員、お願いします。

○森委員

場所の確認ですが、岡発戸と都部の差がわからないんですけれども、中央学院高校がありますよね。その下に空いているところがあると思うんですが、そこは対象にならないのですか。

○事務局（徳本課長）

対象のエリアを再確認させていただきます。

基本的には手賀沼沿いの農用地区域の農地を対象としていまして、エリアは東は湖北集水路までとなります。五本松公園の南側、手賀沼との間に農地が広がっていますよね、水田が。都部新田から水路が入ってきています。そこまでのエリアとなります。

中央学院高校がある方の谷津田の方は対象ではありません。谷津田の方は農用地区域に設定されていません。

今回、支援対象としていこうというところは、手賀沼沿いで農用地区域ですが、基盤整備が基本的に不十分で、都市計画道路で分断されて使い勝手が非常に悪くなっていて、特段の支援が必要だと判断されるところです。

谷津ミュージアムの側は、農地もありますが、農政の施策ではなくて、手賀沼課の環境サイドの施策で取り組まれていますので、そちらの方の取組に委ねていこうと考えています。農政課に対して谷津ミュージアムについて意見を求められる時には、農地は農地として活用されるということが原則ですということをおっしゃっていただきたいと思います。あちらの方は、赤ガエル、トンボ、ホタル、というような生態系のバランスいろいろ考えていかなければならないと思いますから、手賀沼課なりの環境施策の中で取り組んでもらうということで、所管の仕分けをさせてもらっています。

○鈴木会長

小林委員、お願いします。

○小林委員

市民の立場から一言だけ追加させていただきたいと思います。先ほど2人の先生から、事業というのは、特定してそこに公金だから理由が見つかる説明をしなければならぬようなお話がありました。私はそれについて1市民として考えるならば、若干異なった意見です。というのはまさに税金ですから、公のお金ですからそれは一カ所に特定してつぎ込むということに対しては、より厳しいチェックが入るだろうと思うんです。公のお金であるならば、多くの人に平等にというのが基本ではないかと思うんです。そういうことを踏まえて支援していくべきだと私は考えます。以上です。

○鈴木会長

ご意見として承って、事務局でまとめておいてください。事務局、補足があればお願いします。

○事務局（徳本課長）

補足させていただきます。

地区限定の考え方には背景がありまして、今年3月に手賀沼沿い農地活用計画を策定し、この6月議会では、手賀沼沿い農地にかかる保全活用条例の改正を行わせていただきました。ここの地区を特別な地区として見るかどうかは、このたびに支援事業の対象にもかかってくるので、あらためてご確認いただきたいと思います。

ここの手賀沼沿いの区域、根戸新田、高野山新田、岡発戸新田までの農用地区域は特別に考えなければならぬゾーンです、ということをおっしゃっていただきました。手賀沼沿いの農地活用計画も、この農振協議会で意見をいただき、確認され、パブリックコメントも行ったうえで、この地区を特別に支援していく地区として位置付けさせてもらいました。

補助金単体で捉えるのではなくて、市の基本構想、総合計画の考え方、条例、関係計画、そういうものがベースにあってこの地区は特段の施策を投入しなければいけないという組み立て方をしていますので、税金を納めて頂いている市民の方にもそれは十分に説明できると考えています。

○鈴木会長

高田委員、お願いします。

○高田委員

ここの会議で発言して良いかどうか、私にも判断つきませんが、ひとこと発言させていただきます。

先ほど課長からお話のありましたストックマネジメントですか、印西市に排水機場がありまして、この我孫子市を含む7市町村の都市排水も兼ねて排水を行っている排水機場の修繕事業ですね。国が国営事業でもって手賀沼排水機場を作って、それを県が国から委託されて管理運営しています。

この機場、大雨などで利根川の水位が高くなって、手賀沼の自然排水が不可能になった場合に、ポンプが6台あって、2段排水として2基でさらに大きな1基分の力を出して利根川へ逆流のような形で水を排水するような施設なんです。

これが、2年前の台風の後には1台のポンプが壊れまして、それで修理をするためにストックマネジメントということで県営事業が入っています。

県営事業に対する国や県の補助というのは面積要件が入ってきます。国営事業にするためには全体で3,000ヘクタール必要ですが、手賀沼土地改良区は今2,400ヘクタールしかないんですよ。それで、根戸新田地区の農用地区域を除外しようとする計画に対して、県がどうしてそれを許さなかったのかは、面積が、農用地に指定されているところが減ってしまうという問題がからんでくる訳なんですよね。

この根戸新田の農舞台のところは、おそらく面積にカウントされてしまっているんで、県としてはどうしても除外を許可しなかったのではないのでしょうか。

手賀沼の全体を見ますと、印西市にある弁天橋のところで、YPで3.6という基準だった場合に手賀沼公園の所で4.56、約1メートルの高低差しかないんですよ。この7市町村の中で、排水機場の機能で恩恵を受けているのは、都市化されている若松がある我孫子しかないんです。他の市町は場合によっては湛水しても構わないという状況でも、我孫子には手賀沼公園のところの住宅地、若松地区がある。台風等で水を防ぐためにはどうしても水位を持つためにも改良区の機場で水を吐かないと、浸水とか、おそらく根戸新田の農舞台なんかも県が強力に抑えたのも、そういう意味合いがあったんじゃないかなと、これは個人的な見解です。ストックマネジメントの事業については、先程課長がいったように、事業完了後約8年間は転用ができない。縛りが国の法律で決まってしまう。今回もそういう意味合いが多分あって、3地区について、特別の事業で補助金を出して、農地として維持、運営していくという発想が出てきているんじゃないかと、個人的な意見です。

以上です。

○鈴木会長

他に意見やご質問等はありませんか。

「なし」という声あり。

○鈴木会長

それでは、協議事項の1点目「手賀沼沿い農地の支援・補助」と「我孫子市新規就農者補助金交付要綱（変更案）」については、質疑を打ち切ります。

2点目の環境保全型農業（エコ農業）の支援・補助について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中場主査長）

—環境保全型農業（エコ農業）の支援・補助について説明—

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○鈴木会長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

○大炊委員

説明ありがとうございました。確認なんですけれども、補助金交付要綱の第3の説明の中で2番ですね、年間延べ作付面積が10アール以上であることを無くすとおっしゃいましたが、ということは極端な場合、その半分とか3分の1の面積であっても対象となるのということでしょうか。

○事務局（中場主査長）

はい、その通りです。ただし、補助金の額の問題では、備考欄に記載したとおり、算出した補助で1,000円未満の場合は切り捨てになってしまいますので、1,000円以上になるように、例えば、キャベツを春と冬に年に2回に作りますとして、春に0.7アール作って、冬にも0.7アール作り、ちばエコ認証をとります、ということでやっていただければ、年間で1.4アールになりますので、1,000円以上になります。

面積要件というのは一切無いように考えていますが、実際には、補助金額の支給の面でひっかかってくる場合があるということになります。

○鈴木会長

ちょっとお尋ねしますけれども、概算で構わないのですが、今現在で、有機JAS規格の認定を受けて農業を行っている人はどのくらいいるのですか。

○事務局（中場主査長）

有機JAS規格の方は、昨年も今年もございません。なかなかJAS規格は無農薬となると個人でやるのは難しいんじゃないかと思われます。コメなどでは、集団で、地域ぐるみで一緒に無農薬でやっていかないと難しいのではないかと思います。ただ、ちばエコの方は、進めやすいと考えています。去年は申請は2件で、補助金の金額としては20万円でした。今年は今のところ2件ですが、エコ農業推進基本計画を3月に策定し、当面、ちばエコの方を進めようと私たち職員も頑張っており

ますし、農家さんもすごく理解して下さっています。

ちばエコの申請受付は、年に4回設定されていますが、今回7月の申請では10人の方が35品目以上やりますということで計画認証の申請を出して下さいます。それが全部、最後の認証までいって、1年過ぎてみれば、かなりの実績になるのではないかと思います。

○鈴木会長

事務局の方では、有機JAS認定は大変厳しいんだけど、支援制度としての規格は用意しましょうと。これからの推進は、ちばエコが化学合成農薬と化学肥料2分の1のできるので、ちばエコの方を推進したいということで、これが主力になってくるのでしょうか。

○事務局（中場主査長）

もちろん、有機JAS認定ができるに越したことはないんですけども、ちばエコでしたら、もうそこに該当している方々がかなりいらっしゃるようなので、無理のないところからどんどん進めていきたいと思いますということで、ちばエコの方を軸に進めています。有機JAS認定はいいですよということではありません。

○小林委員

2点、意見と教えてもらいたいことがあります。

まず1点目ですけども、3条の(4)で生産された農産物の一部を市内で販売することを削除するという話がありました。削除はわかるんですけどもせっかくあるものを切るのではなくて、ある程度、原則という言葉で今回逃げたらいかがでしょうか。原則として市内販売という仕掛けをしたかどうかということなんです。

2つ目ですけども、非常に実績のある事業だと、説明を聞いて思いました。お聞きしたいのは、隣接行政との関係で金額というのはどうなんでしょうか。やはりこれを出すにあたって、これを農家の意見も聞いたという客観的な説明がありました。せっかく実施するのですから、農家の方たちに活用されたり、喜んでもらわなければならないと思います。そういうことを踏まえると、我孫子市と他市の行政との比較というものも隣同市ですから、当然出てくるものだと思います。他との関係はいかがでしょうかということなんです。

○事務局（徳本課長）

市内販売を原則として残したらどうかというお話ですが、あえて残さないようにということを考えている理由は、我孫子市の環境保全型農業の裾野を広げようという思いからなんです。

一定でも地産地消型を条件とすると、今の農家の皆さんの中でもかなりハードルになってきます。お米で例をとると、JAさんに出荷する方もかなりいますし、お米の買い付ける業者さんにそのまま全部売る方もいます。「地産地消型でいくらかでも市内で売っている」ということを示せる証拠が何もない人がいっぱいいるんですね。そういう方々も含め、多くの農家の方々に環境にやさしい農法に取り組んでもらおうということでそれを広めていこうとすることですから、そういう人もあります

よと、取り組んでもらえれば支援しますよということをやっていきたいと思っています。ですから、今農家の方がお米でちばエコとっていらっしゃる方の多くは、基本的には直売所を出している方だとか、自分の軒先で販売している方が主ですけども、そういう方以外にも広げることによって、化学合成農薬を減らす、化学肥料の窒素成分を減らすという環境保全型の農業のすそ野を広げる運動に取り組むわけですから、条件をいっそのこと取っ払ってしまおうという考え方です。

地産地消の事業については、別の施策としてしっかり進めていかなければならないと思いますので、それは別の形で力を注ぎたいと思います。

隣接行政との関係では、あえてあまり考えないようにしています。

例えば農薬の空中散布でいえば、我孫子市では平成18年度以降やっていません。

やってくれという声もないことはないのですが、やらないことにしています。休止という呼び方にしていきますので、病害虫が大発生した時には考えないこともないのですが、原則やらないということです。柏市や印西市は有人ではありませんが、無人ヘリでやっているということもありますから、それぞれ市の考え方、事情があるんだと思います。施策メニューについては、情報交換はいろんな場がありますけれども、それぞれの市の事情がある中で我孫子市の考え方は提供していきます。柏市さん、印西市さんも検討して、必要なら施策に反映させていくでしょう。我孫子市も同様です。情報交換のやりとりをしていく中で、お互いにより良い施策を作っていければ良いというスタンスで考えています。

○鈴木会長

三宅委員、お願いします。

○三宅委員

我孫子市で環境保全型農業を支援しようということで平成16年からこういう制度があるのは結構なことだと思います。今回さらに拡充しようということで資料18に書いてある議論があると思いますが、1つ伺いたかったのは、資料18で示されている範囲についてです。基本的には補助の対象は平成16年の時のものをそのまま延長してきている感じがあるのですが、今回拡充しようというようなお考えがあると思いますが、平成16年にできた、この対象の範囲以外でさらに何かこういう分野で助けてもらったありがたいとか、そういうような部分を探す作業はやられたのでしょうか。

○事務局（徳本課長）

7月の初めに実施した農家の方々との意見交換の場に出た内容を反映させていただきました。農家の方々からはいろいろとご意見いただきました。今回、裾野を広げる考え方がベースになっていますので、多くの農家が取り組みに参加できるように工夫をしました。地産地消型で少量多品目栽培でやっている方は、いろいろな品目を畝単位で作付けすることが多いのですが、面積要件は柔軟な基準にしてほしいという要望がありました。

小林委員からもありましたが、多くの農家の方が環境保全型の農業に取り組んで

もらえるように支援していく。垣根は基本的にはなるべく取っ払って、取り組んだ分だけ何らかしらの支援ができる、そうした施策メニューに変えていこうと考えました。

今回、肥倍管理等で、定額で1アールあたりいくらという考え方にしたのもその趣旨です。

肥料を買って投入したらその買った分に対して補助します、何かしら機械を買ったらその分に対して補助しますと、これまではそういう仕組みでした。これまでの事例を見ますと、堆肥づくりも自分で取り組まれる方もいれば、機械やなんかも新しいものを投入しないでその中で工夫してやる方もいらっしゃいました。

今後の奨励策、推進策では、買ったものに対する補助ではなく、面積あたりの交付金とすることで、10アールよりも20アールやった方がメリットがある、30アールでも50アールでも増やしてみようかと、広がりにつながるのではないかと考えています。そういう誘導を今回工夫したところです。

さらに、市の補助金の仕組みからいうと、これから補助金検討委員会に出すことになります。スケジュール的には、所管する財政課には、8月5日に出すということで調整していますので、それまでにさらにキャッチボールする機会があれば農家の方の意見を反映する場を設けたいと思いますし、この協議会の場も次は8月の初めにもう1回開催させていただきたいと思います。

こういう場を経て、中身を充実したものしていければと思っています。

○鈴木会長

我孫子市のへり防除は休止となりました。しかし、印西市あるいは柏市では今もラジコンへりを使って低空飛行で防除をやっています。

我孫子市では全体的にやるのは無しにして、個々の農家で箱剤等で対応して、それに対して補助を出していきましようよということを前面に打ち出して取り組んでいます。我々としても、これをメインにして進めてもらうようお願いしたいと思います。

つづいて、大井委員、お願いします。

○大井委員

私もちばエコの米をやってずいぶん長いのですが、エコ農業をやることは本当にいいことなんですよね。これを本当にいい農業であることにするためには助成金があるからやるとか、これだけあれば物の値段高く買ってもらえるだとか、突破口としてはいいのかもしれないけれども、千葉県の方もおっしゃっていましたが、助成金がなくなれば、すぐやらなくなるのではというようなことを僕は勝手に判断しているんです。僕自身は農家サイドが本当の意味での環境にいい農業をやるようにする仕組み作りをやっぱりどこかでいれてもらいたいと思います。だからお金でこういう風にやれば応援しますではなくて。自分も市の補助金を受け取ってますし、戸別補償でも国から助成金もらってますから、こういうことを言うのは自分でもおかしい面があると思いますが、農家サイドが環境保全型の農業をやるためには、それ

が本当に環境に良くて自分の農業をやる上で基盤にするようなものにしなければだめだと思います。その辺が話を聞いているといつも気になって、その辺もうちょっと取り組んでもらいたいなと思います。

○鈴木会長

大炊委員、お願いします。

○大炊委員

農家サイドの意識の問題で、大井委員から厳しい意見を頂いた後で言いづらいんですけども、環境保全型農業支援としてという資料18を見させていただきましたが、環境保全型農業を進めるという話の中で、今後、我孫子市では「あびこエコ」という全体で20パーセント以上削減の場合もあびこエコとして認めるという考え方を示していますけれども、こちらの方の支援とかは考えていていらっしゃるのでしょうか。

○事務局（徳本課長）

今後、いろいろと研究はしていこうと思っています。現段階では、この制度に20パーセント削減の場合の支援メニューを盛り込む検討は始めていません。

○鈴木会長

他にありませんか。

—無しの声あり—

○鈴木会長

無いようですので、我孫子市審議会等の会議の公開に関する規定第7条により傍聴人の方からの発言を設けております。発言の希望がありましたら挙手をお願いします。3分以内でお願いします。

○傍聴人

これからの農業に対してどのように取り組んでいくか、そういった仕組み作りも含めてお願いがてら一つ発言させていただければなと思います

議事の中で一つ気になるのが、資料の基本的な構想の中で農業経営基盤強化の促進、2ページ目に、年間農業所得600万円、年間労働時間1,900時間、年間労働時間については、民間の普通のサラリーマンは2,000時間なのでいいとしても、600万というのは大変なのではないでしょうか。米を例にとると、概算で10町歩なければ足りません。この影に隠れているのは自民党でも言っていますが、農地の集約化も入っているのでしょうか。もしあったら具体的な施策を盛り込んで頂ければ。

あと、第2次基本計画（抜粋）で、地域と連携した農業の育成の中の1節、農業の生産性の向上、とうたっていますけれども、その反面、今説明ありましたエコ農業といいますけれども、私の年齢から考えると生産性が非常に落ちるんです。その他の関連はどうするんですか。相反することを並べてもみなさん1農民として困るのではないですか。連携されたものを載せないで困るのではないですか。大井委員がおっしゃいました、今回非常に補助金、補助金という項目が目立つんですけど

も、本当に金で済むことなのか、やっぱり農家一戸一戸が意識を変えていく必要がある。そのためにどうすればいいのか、そのための仕組みをどうしたらいいのか、行政の方も大変でしょうけれども、これだけの委員のみなさん、ぜひそのあたりを諮問されたものを中心に議論されるんでしょうけれども、逆転をするぐらいの方がいいんじゃないかと私は思います。これからの農業の維持、継続を図るためには先程会長がおっしゃいましたように一番の根本なのは所得なんですね。どんなにきれいなことを言ってもまず所得です。

北新田について、今景観を募集していますけれども、景観的にすごく立派なところですよ。須藤委員が言いましたように補助金を全部にやっつて、北新田はこれからの我孫子市の一番基本になる純粋農地じゃないかなと思います。もう一つは具体的に維持・継続のためには環境の整備ということです。

1月の末に小泉武夫さんという方が「命を守る 農と食」だったと思いますが、講義がありました。私も興味があつて行きましたけれども、非常に良い内容でこんないいものを学校教育に対して、すぐ反映しなければいけないのではないかと考えます。積極的に教育委員会にまず子供からというような、教育を兼ねた普及の仕方があると思います。そこが一番農業の維持・継続につながるのではないかと思います。以上です。

○鈴木会長

貴重なご意見ありがとうございました。

以上をもちまして平成25年度第1回我孫子市農業振興協議会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午後4時57分 散会